

生物多様性条約 [Convention on Biological Diversity (CBD)] におけるクリアリングハウスメカニズムについて

1. 条約上の根拠

生物多様性条約の第一八条 3 は、情報交換の重要性を掲げており、これを元に締約国とそのパートナー等でクリアリングハウスメカニズム（以下、CHM）構築を進めようとしている。

「生物多様性条約 第一八条 技術上及び科学上の協力

3 締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。」

これまでに生物多様性条約の締約国会議は 5 度開催されており、CHM に関する 5 つの決議を採択した。これらの決議、地域ワークショップ報告、SBSTTA(生物多様性条約の科学技術助言補助機関)報告により CHM の基本方針が定められている。

2. CHM の基本方針

決議(/3)では CHM の開発の基本方針として以下のことが掲げられている。

- ・ 1996 ~ 1997 年に試行期間を開始（後に 1998 年 12 月に延期）する。
（1998 年以降は、試行期間の評価と独自システムの改良）
- ・ 経験と資源から、明確なニーズに基づき、その機能を徐々に増強する。
- ・ 印刷物、電子メディア(インターネットなど)を用いる分散的メカニズムとして開発する。
- ・ 既存資源を利用し、作業の繰返しまたは重複を避け、メカニズムの早期実現を図る。
- ・ 既存の国、地域、小地域、国際的な関連専門技術センターの間はもちろん、政府、非政府機関、及び民間部門との間のネットワークを強化する。

この他、決議(/4)では CHM の鍵となる特徴として、特に、国の能力、必要性、分散化と矛盾がないこと、メタデータへのアクセスを提供すること、政策決定プロセスを支援すること、民間部門へ波及する可能性もあることを強調している。

3 . CHM の構成要素 (フォーカルポイント)

CHM は下記の5種類のフォーカル・ポイント及び各フォーカル・ポイントを結ぶネットワークによって構成されます。このネットワークは特にインターネットなど電子的なものに限られない。

(1) 事務局 (Secretariat)

生物多様性条約の CHM 事務局

[URL: <http://www.biodiv.org/chm/>] (カナダ・モントリオール)

(2) ナショナル・フォーカル・ポイント [National Focal Point (NFP)]

各国毎に設けられる生物多様性条約の CHM 総合窓口

日本では、環境省自然環境局自然環境計画課となっています。

(3) セマティック・フォーカル・ポイント [Thematic Focal Point (TFP)]

生物多様性条約の各テーマ毎に設けられる CHM 総合窓口

(4) リジヨナル・フォーカル・ポイント [Regional Focal Point]

(アジア等の) 地域毎に設けられる生物多様性条約の CHM 総合窓口

(5) サブリジヨナル・フォーカル・ポイント [Sub-regional Focal Point]

(ASEAN 等の) 小地域毎に設けられる生物多様性条約の CHM 総合窓口

4 . 日本における生物多様性条約 CHM のナショナル・フォーカル・ポイント

組織として環境省自然環境局自然環境計画課が条約事務局に登録されている。

しかし、国内及び各国からの問い合わせに対して、電話、FAX、E-mail などで対応するには限界がある。そこでインターネット上で上記のような機能を実現させることが望まれており、条約事務局では各フォーカル・ポイントに URL の登録から始めるよう求めている。日本は、<http://www.biodic.go.jp/>をインターネット上の生物多様性条約 CHM のナショナル・フォーカル・ポイントとして登録している。

環境省自然環境局生物多様性センターでは、インターネット上で CHM の機能を果たすためのシステム構築等について検討を進めており、本委員会はその基本設計について検討するものである。